

鳥取県告示第 1000 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
仁厚会眼科クリニック	米子市淀江町佐陀2169	平成19年10月31日
しらとり調剤薬局	米子市皆生新田一丁目 9-13	〃
紀の川薬局	米子市上福原五丁目12-63	〃
ちどり薬局	米子市加茂町一丁目19	〃